

・地区計画の届出

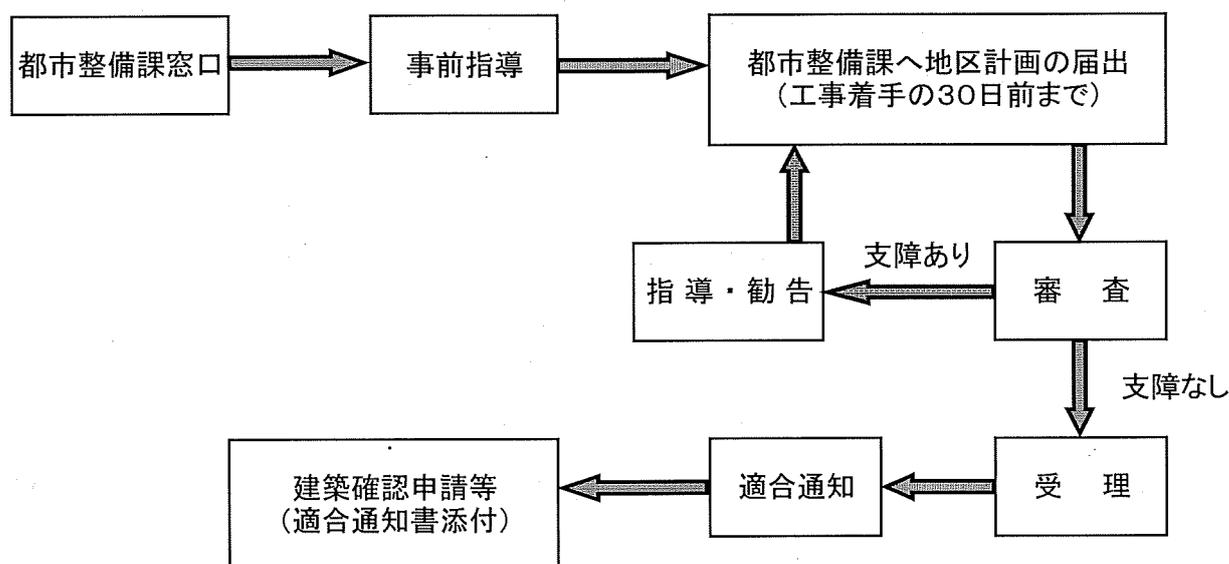
地区計画区域内に建物等を建てたり、土地の造成やブロック塀等を設置したりする場合は、工事着手の30日前までに都市整備課に届出が必要です。

届出を受けた計画が地区計画に適合しているかどうかのチェックを行い、適合していない場合には設計変更などをしていただくよう指導、勧告をいたします。

・届出の必要な行為

- ◎ 建築物の建築
- ◎ 工作物の建設
- ◎ 建築物などの用途の変更
- ◎ 建築物の形態または意匠の変更
- ◎ 土地の区画形質の変更

・手続きの流れ



・建築規制条例

地区整備計画の中で特に重要なものについては、より良いまちづくりを守っていただくために建築規制条例に定めています。条例に定められたものは建築確認の必要条件になり、内容に適合しないものは建てるできません。

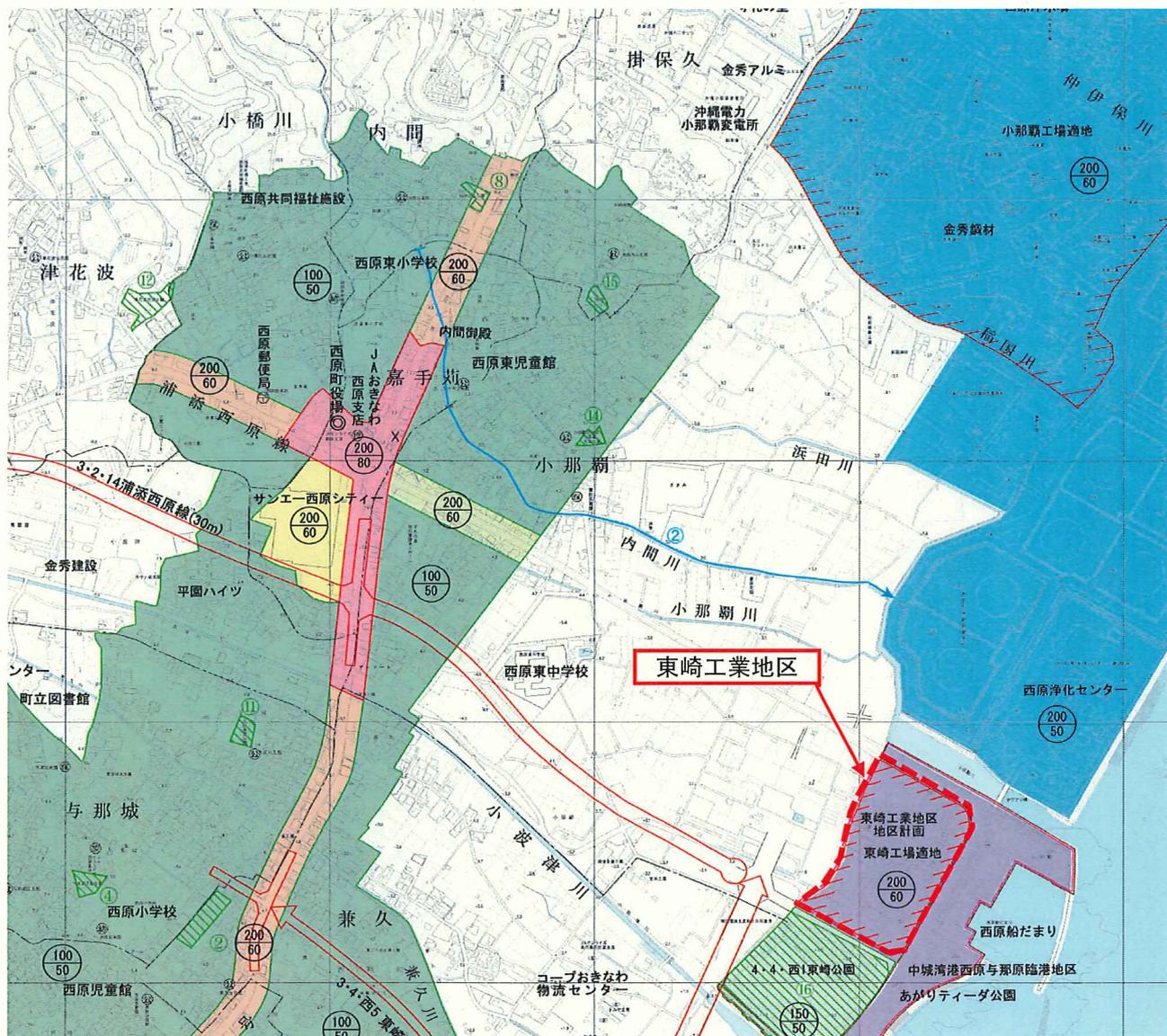
詳しいことは下記までお問い合わせ下さい。

西原町役場 都市整備課 都市計画係
 (TEL) 098-945-4496
 (FAX) 098-945-4580

地区計画の目標

本地区は、中城湾港マリンタウンプロジェクト（西原与那原地区）の野球広場用地（東崎公園）や緑地広場（あがりティータ公園）に隣接しており、既存工場の移転再配置による住工混在の土地利用の解消と新たな産業の誘導を目的として、工業・流通系の土地利用が計画され、現在は食品製造業及び卸売業等の工場が立地している。また、当該地区は、臨港道路1号線に面し、国道329号バイパス、町道小那覇マリンタウン線と併せ、隣接する小那覇工場適地との連続性のある地区となっている。そのため、良好な工業団地の環境の創出と保全を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用を目指し、良好な都市の生産環境を形成、保持することを目標とするものである。

〈東崎工業地区〉地区計画



★地区計画区域内に建物を建てたりする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。届出を受けた計画が地区計画に適合しているかどうかのチェックを行い、適合していない場合には設計変更などをしていただくよう指導、勧告をいたします。

地区整備計画

地区整備計画に関する事項	地区の区分	地区の名称	東崎工業地区 (準工業地域)
		地区の面積	約6.2ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築又は用途利用してはならない。 1. 住宅。ただし、地区内に立地する工場の管理人のための住宅で延べ面積が50㎡を超えないものを除く。なお、独立棟による住宅は認めない。 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3. ホテル又は旅館 4. ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 5. カラオケボックスその他これに類するもの 6. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所・場外車券売場その他これらに類するもの 7. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 8. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 9. 学校その他これらに類するもの 10. 病院及び有床診療所 11. 図書館、博物館その他これらに類するもの 12. 保育所その他これらに類するもの（就労者のために建築物の附帯施設として設置されるものを除く。） 13. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 14. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 15. 政令で定める規模の畜舎 16. 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみ処理を行うものを除く。） 17. 店舗、飲食店等の床面積が500㎡を超えるもの 18. 床面積が1万㎡以上の商業施設	
	建築物の敷地面積の最低限度	1,500㎡(約454坪)	
備考	1. この計画の執行に関し必要な事項は、運用基準で定める。		

建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置

「西原町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」第10条について、
下図のとおり、敷地の1/2以上が地区整備区域に属する場合、当該建築物及び敷地の全部について地区計画の適用範囲とする。

